

●後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に行っています。

医薬品の供給状況によっては投与する薬剤を変更する場合がありますのでご了承ください。上記の理由にて薬剤を変更をする場合には、医師から説明させていただきます。

●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月からの医療費の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

・特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

【対象】

- ・院外処方、院内処方（外来患者さん）
- ・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- ・入院中の患者さんへ処方した場合
- ・医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- ・後発医薬品の提供が困難な場合

詳しくは、厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」をご参照ください。